

阪神・淡路大震災では、多くの子どもたちが、肉親を失ったり、死傷者を目の当たりにしたり、自宅が倒壊するなどして、大きな精神的ショックを負った。また、余震に怯えながらの避難所生活で心理的に不安定な状態に陥った。県教育委員会では、震災直後から被災した子どもたちの心のケアに取り組み、適切な支援活動を行うための相談事業を実施するとともに、指導にあたる教職員に対する研修を行うなど、指導力の向上に取り組んだ。

その後、復興住宅の建設が進むなどまちの復興が進み、日常生活は一応の落ち着きを取り戻したが、子どもたちの心の傷が癒えるにはなお時間が必要だった。さらに、震災の影響や不況による親の失業、家族関係の変化や度重なる転校による人間関係のもつれなど、二次的要因によるストレスの増大によって心の健康を損なう子どもたちが数多くいることが報告された。

こうした事態に対して、県教育委員会では、教育復興担当教員を配置するなど、中・長期的な視野にたった継続的な取組を進めてきた。

### 1 被災児童生徒の心の状況の把握

地震発生の翌日、平成7年1月18日から、県教育委員会では死亡した児童生徒、避難者数等被害状況について、神戸市教育委員会、阪神教育事務所などに対する聞き取り調査を開始した。想像を絶する災害に見舞われ、肉親の死に直面したり、自宅が倒壊するなどして大きな精神的ショックを受けた子どもたちの心の問題が浮上し、1月20日から児童生徒の被災状況についての聞き取り調査を行うとともに、保健環境部や福祉部等と連携し、心のケア対策を推進した。

その際に、県教育委員会では、児童生徒の心のケアへの対応として、次の4点を基本的な考え方として取り組んだ。

〈被災児童生徒への対応に関する県教育委員会の基本的な考え方〉

①児童生徒のストレス反応は、大人に比べて格段に大きいと考えられること。

想像を絶するような強いストレスが加わったとき、人の心身には、だれにでも様々なストレス反応が起こりうるものである。特に、生活体験が少なく、発達途上にあり、生活が依存的である児童生徒にとって、外傷体験、生活環境の変化、日常生活の混乱等による強いストレス反応は、大人に比べて格段に大きいと考えられる。

②ストレス反応に対する不安を取り除くために、情報を提供していくことが必要であること。

このようなストレス反応に対する予備知識がない今回の体験では、被災者自身が被災後に「その体験が何であったのか」「何が起こったのか」ということを整理し、意味付けしていくために、メンタ

ルヘルスに関する情報を提供し合い、不安を取り除くことが必要である。

③家庭や学校における指導や相談が、心のケアの第一段階であること。

児童生徒が自分の心を率直に表現し、気軽に相談できる相手は、家庭では親や肉親であり、学校では学級担任、教育復興担当教員、養護教諭など、ふだんから身近に接している教職員である。そのため、まず教職員が災害後に起こりうる心身への影響とその対応について必要な知識を身に付け、児童生徒に人間的なふれあいによる指導や相談を行うとともに、保護者などに情報を提供するなどして、児童生徒の心の不安を取り除き、ストレスレベルを低減させることが心のケアの第一段階である。

④気軽に、専門家に相談できるシステムが必要であること。

心のケアについては、本人やその対応にあたる保護者及び教職員が気軽に相談することができる専門家(学校医・スクールカウンセラー・臨床心理士・精神科医等)との連携を図り、児童生徒がいつでも相談したり、カウンセリングや治療を受けられるようなシステムの整備が必要である。

当面の対応として、精神科医等の専門家による相談活動と、教職員を対象に、児童生徒の対応に関する研修会を開催し、教職員のカウンセリング的な対応能力の向上をめざした。

#### (1) 相談活動の実施

県教育委員会では、震災直後から児童生徒の安否確認や教育関係施設の被害状況を把握する一方

で、被災した児童生徒や保護者の教育相談に応じる事業の実施準備を急いだ。

1月30日にはフリーダイヤルの電話相談窓口を開設して、指導主事が相談にあたることになった。電話相談には、心のケアに関する相談も寄せられ、専門家による対応が求められた。

ところが、精神科医等の専門家による相談事業の展開については、県内及び近隣府県の精神科医は、すでに避難所等で活動中であり、その確保は困難な状況であった。2月4日、文部省の協力を得て、日本医師会(精神科医七者懇談会)に精神科医の派遣を要請し、電話相談、巡回相談、来所相談等の相談活動を、「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」として2月20日から3月24日までの33日間、阪神教育事務所、神戸市教育委員会事務局、県教育委員会事務局の3か所に窓口を設けて実施した。

また、障害がある子どもたちの心のケアに対応するため、「災害を受けた障害児の心のケア相談事業」として、県立障害児教育センターに相談窓口を設置した。

#### ○被災者電話教育相談の開設

- ・ 開設時期 平成7年1月30日～3月31日(61日間)
- ・ 設置場所 フリーダイヤルの電話相談窓口(午前9時～午後7時 祝日・休日も実施)
- ・ 相談員 指導主事
- ・ 対象 被災児童生徒やその保護者の教育相談に応じる
- ・ 相談件数 911件(うち、心のケアに関するもの22件)

#### ○災害を受けた障害児の心のケア相談事業

- ・ 設置期間 平成7年2月13日～6月30日(114日間)
- ・ 設置場所 県立障害児教育センター
- ・ 相談員 指導主事及び県立障害児教育センター相談員
- ・ 相談方法 電話相談・来所相談
- ・ 対象 園児・児童・生徒の保護者及び教職員
- ・ 相談件数 130件(うち、心のケアに関するもの98件)

#### ○災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業

- ・ 設置時期 平成7年2月20日～3月24日(33日間)
- ・ 設置場所 県教委事務局、阪神教育事務所、神戸市教委事務局
- ・ 相談員 精神科医
- ・ 相談方法 巡回・来所・電話相談
- ・ 対象 幼児・児童生徒・保護者及び教職員

- ・ 相談件数 263件(電話相談208件、巡回相談39件、来所相談16件)
- ・ 派遣医師51人(延べ145人)

#### (2) 参考資料の配布、発行

2月2日に、北海道教育大学藤森立男助教授夫妻から、「災害を体験した子どもたち—危機介入ハンドブック—」の寄贈を受け、心の理解とケアについての参考資料の一つとして各学校へ配布した。本資料は、北海道南西沖地震(1993年)の体験に基づいて作成された心のケアの対応マニュアルで、県教育委員会及び各学校にとって一筋の光明と言えるものであった。

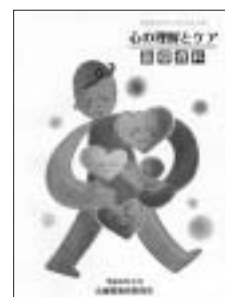
#### ○学校等へ配布した参考資料

- ・ 「災害を体験した子どもたち—危機介入ハンドブック—」  
代表 藤森和美  
(日本臨床心理認定協会・臨床心理士)  
藤森立男(北海道教育大学助教授)
- ・ 「阪神大震災を体験した子どもの精神的ケア—について—」  
(「お父さん、お母さんへ」、「学校の先生方へ」)  
日本児童青年精神科医学会作成
- ・ 「兵庫県南部地震の被災児童に対する『心の健康』への対応についてのアドバイス」  
(社)日本医師会学校保健委員会作成
- ・ 「災害時のメンタルヘルス—兵庫県南部地震(阪神大震災)における小児メンタルヘルスの対応マニュアルを中心として—」  
日本小児精神医学研究会編
- ・ 「心の相談窓口」一覧

#### ○『災害を受けた子どもたちの心の理解とケア指導資料』(平成8年3月31日発行)

県教育委員会では、震災後、専門家による教育相談や教職員への研修会を実施してきたが、各学校における指導の一層の充実のためには震災体験を生かした実践的な心のケアの指導資料が必要であると考え、平成7年度に、精神科医、臨床心理士、学校関係者6名からなる作成委員会を設置し、年度末に『災害を受けた子どもたちの心の理解とケア指導資料』を発行した。

本資料は、学校における「心のケア」の体制を構築し、



「心のケア」を必要とする児童生徒に対し、教職員が日常的により充実した対応ができるようになることを目的としたもので、震災の体験を通して得た事例等をもとに指導に必要な事項を精選し、教職員の基本的な対応方法を示している。

また、平成8年度から平成13年度まで、高等学校初任者研修において本資料を活用して研修を実施した。

### (3) 研修会の実施

被災児童生徒の心のケアは、学校教育全体の課

題であるという観点から、被災地の学校及び被災児童を受け入れた学校の管理職等を対象として、「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を、西宮市と明石市の2会場で開催し、個々の児童生徒への具体的な対応について研修を行った。

さらに、平成7年度は、災害を受けた子どもたちの心の理解とその対応について、県下6か所で、教職員を対象とした研修会を実施した。研修会では、「中期的に起こりうる子どもの心身の変化とその対応」について、精神科医等による講話と事例研究を行った。

#### 〈災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会〉

日 時	会 場	講 師
平成7年2月21日(火)	西宮市立西宮東高等学校なるお文化ホール	近畿大学医学部教授 花田雅憲
平成7年2月23日(木)	県立明石高等学校講堂	京都大学名誉教授 河合隼雄

#### 〈学校における心のケアのあり方等に関する研修会の実施状況〉

平成7年度			
日 時	会 場	講 師	参加者
5月30日	但馬：但馬地場産業振興センター	近畿大学医学部教授 花田雅憲	95人
6月1日	丹有：篠山市民会館	大阪府堺市立リハビリテーションセンター所長 長尾圭造	77人
6月6日	淡路：しづのおだまき館	県立精神保健センター所長 杉浦康夫	81人
6月7日	西播磨：あすかホール	神戸市立児童相談所主幹 井出 浩	239人
6月27日	東播磨：県立嬉野台生涯教育センター	県立こども病院精神神経科部長 伊東恵子	187人
6月28日	阪神：尼崎市教育総合センター	KKシンパシィ・ユニオン 長谷川一彌	225人
8月30日	県立：兵庫県歯科医師会館	県立光風病院精神科医 塩山晃彦	168人
参加者合計			1,072人
平成8年度			
日 時	会 場	講 師	参加者
6月11日	丹有：丹南町立福祉センター	近畿大学医学部教授 花田雅憲	74人
6月17日	阪神：宝塚市立東公民館	教育企画コヒガン主宰 小東敏良	192人
6月25日	東播磨：県立嬉野台生涯教育センター	近畿大学医学部教授 花田雅憲	274人
7月1日	但馬：但馬地場産業振興センター	神戸大学医学部助教授 白瀧貞昭	125人
7月8日	淡路：一宮町ふるさとセンター	臨床心理士 井上幸子	90人
7月12日	西播磨：あすかホール	神戸市総合教育センター主任指導員 近藤豊宣	258人
8月29日	県立：兵庫県歯科医師会館	こころのケアセンター精神科医 加藤 寛	182人
参加者合計			1,195人
平成9年度			
日 時	会 場	講 師	参加者
6月17日	阪神：伊丹市立中央公民館	神戸市外国語大学教授 丹下大信	167人
6月26日	東播磨：県立嬉野台生涯教育センター	こころのケアセンター精神科医 加藤 寛	192人
7月4日	丹有：丹南町立健康福祉センター	兵庫教育大学助教授 冨永良喜	112人
7月8日	但馬：兵庫県立豊岡労働会館	こころのケアセンター精神科医 岩井圭司	136人
7月8日	淡路：一宮町ふるさとセンター	津名こころのケアセンター臨床心理士 小坂浩嗣	84人
7月12日	西播磨：あすかホール	県立飾磨工業高等学校長 島村 泰	306人
8月28日	県立：兵庫県歯科医師会館	こころのケアセンター精神科医 岩井圭司	184人
参加者合計			1,265人
平成10年度			
日 時	会 場	講 師	参加者
5月20日	阪神：芦屋市立精道小学校	塚本学院浪速短期大学教授 渡邊 純	235人
6月17日	丹有：丹南町立健康福祉センター	兵庫県精神神経科診療所医会会長 生村吾郎	126人
6月17日	西播磨：あすかホール	兵庫教育大学教授 上地安昭	303人
6月25日	東播磨：県立嬉野台生涯教育センター	西神戸医療センター精神神経科医長 植本雅治	283人
7月7日	但馬：兵庫県立豊岡労働会館	県立精神保健福祉センター所長 杉浦康夫	134人
7月7日	淡路：一宮ふるさとセンター	新淡路病院臨床心理士 鎌谷 安	85人
8月27日	県立：兵庫県歯科医師会館	神戸児童相談所主幹 井出 浩	178人
参加者合計			1,344人

平成9年から平成11年まで、「児童生徒の心の理解とケア事業」の一環として、校内研修の講師として専門家の招聘を希望する学校に精神科医を派遣し、教職員を対象に、被災児童生徒の対応のあり方等について研修を実施した。

震災後5年を経過したころから、子どもの心の健康問題が多様化してきた現状を踏まえ、震災のみを要因とする心の問題への対応に関する研修から、より多面的に児童生徒の心の理解を図る研修に移行し、平成13年度からは「心の健康に関する研修会」等を開催している。

また、養護教諭に対しては、上記の研修に加えて平成8年～12年「保健室相談活動研修会」、平成13年からは「健康相談活動研修会」を実施している。

平成15年度には、公立小、中、盲・聾・養護学校の全教職員を対象とした「教職員カウンセリング・マインド研修」を実施した。スクールカウンセラー配置事業やスクールアドバイザー派遣事業により学校に配置されている臨床心理士等が講師を務め、教職員を対象に、ストレスチェック等による児童生徒理解の方法やロールプレイング等の技法の実習、カウンセリング事例を通じた研修を行なった。

平成16年度からはさらに、「専門医派遣事業」として希望校に精神科医等の専門医を派遣し、多様化する児童生徒の心の健康に対応するための研修を実施している。

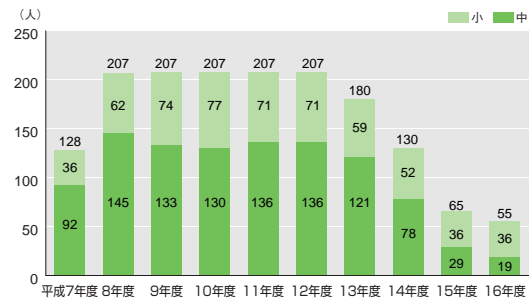
## 2 教育復興担当教員の配置

震災により、神戸・阪神地域の児童生徒の県内外への一時的流出は多数にのぼった。児童生徒の転出は、ピーク時には約26,000人に達したが、これは一時的な避難のためであって、近い将来戻ってくる事が予想された。仮設住宅の確保等により、神戸・阪神地域での生活環境の整備が進めば、当然児童生徒の復帰が早まることも予想された。また、学校運営上の支障や教育指導上の混乱を防ぎ、被災地にいる子どもたちの心のケアや震災からの教育復興への取組を進めるため、それに対応する教員の確保が必要であった。

兵庫県としては国に対して、震災で深い心の傷を負った児童生徒の相談に乗り、立ち直りを手助けする教員の配置を強く働きかけ、平成7年度については、年度内に震災前の元の学校に戻ると見込まれる児

童生徒数を加えて学級編成を行い、年度途中の学級編成替えを避けることとした。このため、国の加配措置により、被災児童生徒に対する心のケアや防災教育の充実を図るなど教育復興を推進する教員(教育復興担当教員)128名を配置した。

図表Ⅱ-3-1 教育復興担当教員の配置数の推移



教育復興担当教員がこれまで取り組んできた役割や成果を踏まえて、平成17年度は、「阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員」36名を、関係する小・中学校へ配置することとしている。

### (1) 教育復興担当教員の職務

教育復興担当教員は、学級担任は受け持たず、1週間に10時間程度の授業を担当することとし、被災児童生徒の心のケア及び学校の防災教育の推進等に力を傾けることができるよう図った。震災の影響により教育的配慮を必要とする児童生徒が相当数にのぼるなかで、学級担任がすべての児童生徒の「心のケア」に対応するには限界があるため、教育復興担当教員には、担任、保護者、養護教諭、スクールカウンセラー、関係機関等の間に立ってコーディネーター役を果たすことが求められた。

震災直後は、避難所対応、学校の環境整備、通学路の安全の確保、学校再開に向けた準備などの中核となって学校教育の復興に関わるとともに、転出入児童生徒に関する情報の収集や連絡調整に奔走した。

学校再開後は、被災児童生徒一人ひとりの症状の把握に努め、個に応じた「心のケア」の取組を進めた。毎朝、登校していない児童生徒の家を訪問したり、登校しても教室に入れない児童生徒に相談室で個別指導をするなど、時間をかけてじっくりと子どもたちの心を開いていった。さらに、家庭と緊密に連携しながら子どもたちの「心のケア」にあたったが、深刻な事態を前に限界を思い知らされることもあった。

### 〈教育復興担当教員の主な職務〉

- ・被災児童生徒に係る生徒指導及び心のケア等の教育相談
- ・学校における防災体制の整備・充実のための企画立案・調整等
- ・副読本の活用等による防災教育推進に関する計画立案等
- ・カウンセリング等についての研究及び心の教育の推進
- ・転出入児童生徒に関する情報の収集及び連絡調整
- ・全教職員及びカウンセラーや関係機関との心のケアに係る連絡調整
- ・年間活動計画の作成並びに取組の報告
- ・その他、教育の復興に関すること

### (2) 教育復興担当教員の活動

#### ○震災直後～平成7年度

震災直後から平成7年度にかけて教育復興担当教員は主に次のような活動を行った。

#### ①心のケア相談室を設置し、震災による不登校児童生徒への対応。

震災の影響により始業時に登校できない「遅刻しがちな児童生徒」や「欠席しがちな児童生徒」に対応するため、家庭訪問及び保護者との面談を行う。

#### ②転出先から復帰してくる予定の保護者・児童生徒との連絡や様々な相談に対応する。

被災によって経済的に困窮している家庭の相談に乗り、就学奨励等の支援や配慮した指導を学級担任とともに行う。

- ・就学奨励が必要な児童生徒の実態把握。
- ・復帰予定の児童生徒向けに、学校だよりや学年通信などの送付。
- ・増加している転入学事務についての対応と学級担任の補助。

#### ③震災で学校から転出した児童生徒の現在の様子を手紙・電話等で確認する。

#### ④スクールカウンセラーと連携し、心のケアを必要とする児童生徒や保護者からの相談への対応。

#### ⑤仮設住宅から通学する児童生徒及び自宅が全壊・半壊で、他の住居から通学する児童生徒の学校生活や家庭生活の様子把握。

- ・校区外通学の児童生徒宅、仮設住宅からの通学児童生徒宅への家庭訪問。

#### ⑥被害を受けた児童生徒の実態調査(アンケート)の実施。

#### ⑦遊び場が少ない中で、放課後の運動場、図書室、図工室、音楽室などを児童生徒用に開放するとともに、児童生徒の様々な相談に乗るなど、心のケアに努める。

#### ⑧心のケア等に関する教職員研修の計画と実施。

- ・カウンセリング研修会の企画・立案。
- ・事例研修会(カウンセラーによる被災児童生徒の心のケア等)
- ・教育相談等の研修会参加。

#### ○平成8年度

被災地の児童生徒の転出者数は、平成7年2月14日に26,341人を数えたが、それをピークに徐々に減少し、新年度を迎えた4月14日には、転出していた児童生徒の約6割が復帰した。しかし、被災した児童生徒の心の傷は依然として癒えず、長期的な展望に立った取組が求められた。このため、被災児童生徒の状況把握や心の健康相談活動の充実等を図るとともに、防災体制の確立や防災教育の推進など教育復興を積極的に推進するために、被災地等の小・中学校に207人の教育復興担当教員を配置し、心のケア等の支援体制の整備に努めた。

#### ○平成9年度

教育復興担当教員の指導力の向上と情報交換等を図るため、教育復興担当教員研修会を年2回開催した。

心の傷が軽減していく児童生徒と焦燥感を感じている児童生徒とのへだたりや、度重なる転居等により震災の影響によるものかどうかの判断の難しい事例も出てきた。臨床心理士等の専門家から「PTSDは震災後3～4年後に最もひどくなり、不眠や退行現象、チック等の多くの機能障害を引き起こす」との指摘もあった。教育復興担当教員を中心として、学校・家庭・スクールカウンセラー等が連携を密にして心のケアに取り組んだ。

児童生徒の主な特徴としては、被害の大きさに伴う保護者の精神的・経済的な負担の増大により、家庭で温かく対応してもらえないことから、精神的に不安定になっている者が増えていることがあげられる。遅刻・早退・欠席者も多く見られた。

### ○平成10年度

震災から4年目を迎え、なお3,000人近くの児童生徒が自宅以外から通学しており、心のケアに関して教育復興担当教員や担任、養護教諭の果たす役割は依然として大きかった。教育復興担当教員は、震災による住環境の変化や保護者の経済状況の悪化、家庭不和等からくる二次的なストレスにより、精神的に不安定になったり、無気力になったりする児童生徒に対して、家庭訪問等により保護者も含めた継続的な教育相談を行いながら、個に応じた援助・指導を行った。一方で、学校において、児童生徒の実態や心のケアに関わる指導・対応のあり方の共通理解を図るため、カウンセリング研修会等を企画・立案して実施した。

### ○平成11年度

震災から5年目を迎え、震災による影響が見えにくくなっている状況の中で、教育復興担当教員が、地域に足を運び、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組を推進した。幼児期に震災を経験した児童の心の傷が潜在化する一方で、失業、夫婦関係の崩壊、転居等の問題で、生活基盤が壊れ不安定な生活を強いられている家庭も多く、その中で児童の心は乱れ、傷ついている。児童の背景にある現状を正しく把握し、保護者との共通理解を深めながら心のケアに努めた。

また、復興住宅に入居するまで、落ち着いた生活ができず、学習が定着しにくい状況があり、基礎的な学力の定着に向けた指導の充実を図る取組も行われた。

『教育復興担当教員の活動状況報告書』（平成12年1月発行）

県教育委員会では、平成7年度から配置している教育復興担当教員の活動状況について、活動報告書および教育復興担当教員研修会の実践発表や班別協議で報告された事例を中心に「心のケア」の取組についてとりまとめ、小中学校に配布した。



本報告書を活用することによって、教育復興担当教員が配置されていない学校においても、その取組の成果や課題が共有され、その後の児童生徒の心のケアの充実につながった。

### ○平成12年度

震災から6年目を迎え、この間の取組の成果として心のケアの充実のために、家庭生活へのきめ細かな配慮も含め、子どもたちの生活背景にあるものまで把握し、対応している事例や、教育復興担当教員が地域に足を運び、地域と学校の橋渡し役として、地域に学ぶ防災教育の推進や地域ぐるみで子どもを育てる取組の推進に大きく関わっている事例も報告されるようになってきた。

研修会で各学校での取組の実践交流が重ねられる中で、ようやく教員による「心のケア」の在り方が確立されてきた。

### ○平成13年度

震災から7年目、震災の年に生まれた子どもたちが小学校へ入学した。震災後の混乱の中で、保護者に十分関わってもらえないまま乳幼児期を過ごした子どもたちの心の健康への影響が懸念され、実態把握に力を入れた。1・2年生においても、新たに教育的配慮が必要であると判断された児童もおり、今後、ますます見えにくくなる震災の影響への対応を検討する必要がある。さらに、心のケア研究所への委託研究により、保護者も含めたアンケート調査を28,000名に実施し、PTSDの診断を行った（⇒P175参照）。

### ○「平成14・15年度教育復興担当教員調査」より

平成16年度防災教育に関する調査に併せて、平成14・15年度に教育復興担当教員を務めた教員を対象にアンケート調査を実施した。

問 「被災児童生徒の心のケアで一番大切なことは、何だと考えますか」

- ・児童生徒個々の状況・原因は異なるので、家庭との連絡を密にし、個別に関わること。特に、担任との協力、保護者との話し合いは欠かせない。(神戸・小)
- ・子ども一人ひとりの家庭環境、被災状況を熟知し、子どもと対話し思いや悩みをよく聞き、子どもとの心の絆を築いていくこと。(神戸・小)
- ・児童一人ひとりがかけがえのない存在であると感じさせることが大切である。そのために、心のケアを必要としている児童に毎日声をかけたり、個別指導をしたりする必要がある。(神戸・小)
- ・被災児童が学級や学校の一員であることを実

- 感できるような居場所づくり。(神戸・小)
- ・安心して話ができるという信頼関係をつくっていくこと。(神戸・小)
- ・寄り添い、向き合い、時間の流れを共有するなどゆったりとした時間の流れの中で子どもが語ってくれるのを待つしかない。(神戸・小)
- ・友だちとともに語り、活動できる環境づくり。(神戸・中)
- ・震災のことを口にするのをためらわず、一方ではきめ細かいアプローチ方法を考えておくこと。(神戸・中)
- ・今起きている現象だけで子どもを見るのではなく、被災当時のことも踏まえて、長いスパンで子どもの変化や心の揺れを保護者とともに考え、見ていくこと。(西宮・小)
- ・子どもが思いを語り、自分を客観化できることによって、次の一歩を踏み出せるようにするために、個人的な働きかけや集団的な働きかけをすること。(西宮・小)
- ・同情するのではなく、児童の心に寄り添いながら、児童の気持ちを大切に一緒に考えていく姿勢で接すること。(西宮・小)

問 「心のケアを担当する教員として、苦勞した点は何ですか」

- ・カウンセリングのプロではないので、適切なケアができていないか不安はいつもあった。(神戸・小)
- ・震災により経済的に苦しくなったり、家庭が崩壊したケースがあり、家庭となかなか連絡が取れず、保護者と十分話ができなかったこと。(神戸・小)
- ・家庭の事情を知る上で、保護者の気持ちが痛いほどわかるので聞くのがつらかった。それを子どもたちにどう伝えたらよいか悩んだ。(神戸・小)
- ・子どもの心のケアには保護者の協力が不可欠であるが、保護者の理解が得られない場合があった。(神戸・小)
- ・生徒の心的ストレスが家庭に起因していることが多いため、担任と連携して家庭訪問をするなど、指導を行ったが、家庭の問題に踏み込むような指導は難しく苦勞した。(神戸・中)
- ・教職員自身が震災を忘れ、自覚が薄れてきているために、アンケートの実施などで協力体制をつくるのに苦勞した。(神戸・中)
- ・心のケアを必要とする子どもは、保護者もまた

- 心のケアを必要としている。その思いをしっかりと受け止めるためにカウンセリングマインドの必要性を痛感する。また、心のケアを担当する当事者として、自分自身の心の安定を図ることが大切である。笑顔を絶やさず一人ひとりの子どもを見守るためには、担当者の心の安定が不可欠である。(西宮・小)
- ・児童によっては、なかなか心を開いてくれず、ほとんど会話もできない状態が続いて、精神的につらい思いをした。(西宮・小)
- ・保護者が被災により精神的に強いストレスを抱えており、それが子どもに大きく影響している例があった。医療機関や関係機関と連携をとって、保護者への心のケアのあり方を探したが、力の限界を感じた。(西宮・小)

一人ひとりの児童生徒に寄り添い、信頼関係を築くことが「心のケア」の基盤であるとする回答が多く見られる。これは、子どもたちと、学校という場と時間を共有する教師だからこそ可能なことである。県教育委員会は、被災児童生徒への対応に関して「家庭や学校における指導や相談が、心のケアの第一段階である」との考え方を震災直後に示しているが、教育復興担当教員の取組を通してその重要性が改めて確認されたとと言える。

たしかに、教員にはカウンセリングのプロではないという不安もあるだろうが、児童生徒の心のケアにおいては、教師と保護者、専門家等がそれぞれの強みを生かしてチームであたってこそ効果が表れる。震災後、いくつもの学校で児童生徒の心のケアにあたった精神科医は「専門的な知識を生かしていく上で、学校の先生方の協力は不可欠だった」と語っている。

また、教育復興担当教育として「苦勞した点」について次のような回答が散見された。

- ・傷ついた心を、震災によるものとそうでないものに区別してケアにあたることは、学校現場では無理ではないかと苦惱している。
- ・被災生徒特有のものか、今の生徒の傾向なのか判別がつかない点に苦勞した。いろいろ考えた上で、被災生徒を含む集団の問題としてとらえることにした。

時間の経過とともに、震災の直接的な影響よりも二次的あるいは複合的な要因の影響が大きくなり、震災との因果関係はますます見えにくくなっている。そうし

たなかで、震災の影響によるものとそうでないものとをあえて峻別することに意を用いるよりも、むしろ教育復興担当教員の取組の成果が他の教職員にも共有されるよう、心のケアの一般化の方向がめざされなければならない。

### (3) 教育復興担当教員研修会

教育復興担当教員の配置の趣旨を徹底するとともに、阪神・淡路大震災で被災した児童生徒のPTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応を中心として教育復興に向けた取組について協議を行い、学校における「新たな防災教育」の推進や防災体制の一層の充実を図るため、平成9年度から年に2回、教育復興担当教員研修会を実施している。

各年度の第1回研修会では、県教育委員会事務局

が、「震災に学ぶ新たな防災教育の推進と教育復興担当教員」と題して講義を行なうとともに、実践発表(平成9年度～平成13年度)、班別協議「一年間の活動について」(平成14年度～平成16年度)を行なってきた。また、第2回研修会では、県教育委員会事務局から「阪神・淡路大震災の影響により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒の状況等に関する調査」(毎年7月1日実施)の結果等を踏まえ、「心のケアを必要とする児童生徒と教育復興担当教員の活動」と題して基調報告を行うとともに、班別協議において「被災児童生徒の心のケアにどう取り組むか」というテーマのもと、実践発表や事例交流により課題を明確化し、その後の取組に向けて協議、情報交換を行なってきた。

#### 〈教育復興担当教員研修会〉

年 度	日 時	会 場	内 容 (講演題目と講師)
平成9年度	第1回 5月15日	神戸市総合教育センター	「被災児童生徒の心のケアについて」 武庫川女子大学助教授 馬殿禮子
	第2回 12月10日	神戸市総合教育センター	「被災児童生徒の心のケアに係る取り組みについて」 兵庫教育大学教授 富永良喜
平成10年度	第1回 4月30日	神戸市総合教育センター	「震災3年後における子どもの心の理解とケア」 県立精神保健福祉センター所長 杉浦康夫
	第2回 1月20日	神戸市総合教育センター	「子ども・学校・震災—精神科医の営みから—」 兵庫県精神神経科診療所会長 生村吾郎
平成11年度	第1回 4月28日	神戸市総合教育センター	「子どもの心の理解とケア—学校の果たす役割—」 県立精神保健福祉センター課長 岩井圭司
	第2回 11月17日	神戸市総合教育センター	「教育復興担当教員の果たす役割—心の教育の推進—」 県立嬉野台生涯教育センター所長 近藤靖宏
平成12年度	第1回 4月26日	神戸市総合教育センター	「子どもの心の理解とケア」 神戸市立西病院院長 安克昌
	第2回 11月15日	神戸市総合教育センター	「震災と子どもたちの心のケア」 甲南大学教授 森 茂起
平成13年度	第1回 5月10日	神戸市総合教育センター	「阪神・淡路大震災の影響により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒の状況等に関する調査」について こころのケア研究所研究部長 加藤 寛
	第2回 11月15日	神戸市総合教育センター	「児童生徒の心のケアへの教員の取り組みについて」 芦屋生活心理学研究所所長 高橋 哲
平成14年度	第1回 5月22日	神戸市総合教育センター	「児童生徒の心のケアについて」 ICC国際ナショナル カウンセリングセンター所長 大澤智子
	第2回 11月13日	神戸市総合教育センター	「児童生徒の心のケアについて—『被災児童の震災の心理的影響に関する調査研究報告書』より—」 こころのケア研究所研究部長 加藤 寛
平成15年度	第1回 5月26日	県立のじぎく会館	「児童生徒の心のケアの充実について」 県立但馬やまびこの郷所長 馬殿禮子
	第2回 11月26日	神戸市総合教育センター	「傷ついた子どもの心理と援助」 兵庫教育大学教授 富永良喜
平成16年度	第1回 5月21日	県立のじぎく会館	「学校の先生にできること、していただきたいこと」 兵庫教育大学教授 岩井圭司
	第2回 11月24日	神戸市総合教育センター	「児童生徒の心の理解とケアの充実について」 県立但馬やまびこの郷所長 馬殿禮子



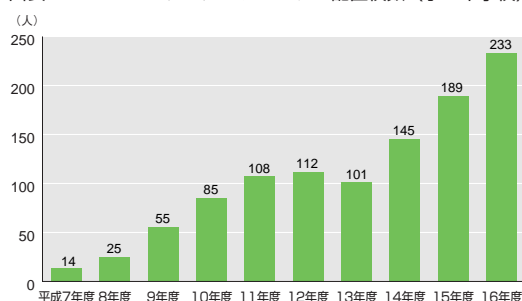
### 3 スクールカウンセラーの配置

いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、文部省は、平成7年度より調査研究委託事業を6年間にわたって展開し、その成果に基づいて、平成13年度から、学校へのカウンセラーの配置を一層充実させている。

また、県教育委員会では、平成13年度から県単独の事業として、163校すべての県立学校に「キャンパスカウンセラー」を派遣することとした。

震災後、被災地の学校へのカウンセラーの配置・派遣は、被災児童生徒の「心のケア」を手探りで始めたばかりの学校や教育復興担当教員にとって大きな意味を持った。「心のケア」という言葉すらまだ一般的でなかった当時は、子どもたちの心の理解やケアのための心構えや手法などをスクールカウンセラーから学んでいった。

図表Ⅱ-3-2 スクールカウンセラー配置校数（小・中学校）



#### (1) スクールカウンセラーの職務と活用

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督のもとに、概ね以下の職務を行う。

- ①児童生徒へのカウンセリング
- ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ④その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校が適当と認めるもの

スーパーバイザーは、上記の職務に加えて、以下の職務を行う。

- ⑤県下のスクールカウンセラーに対する助言等
- ⑥県下の公立学校において重大事件が発生した際、必要に応じて当該学校の児童生徒等の心のケアに係る支援活動

週1～2回の勤務が原則であるスクールカウンセラーを効果的に活用するためには、日常的に児童生徒

を指導・支援している教職員との役割分担・組織的連携が図られる必要がある。

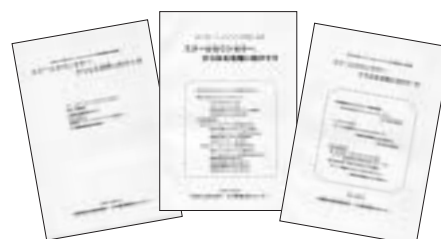
県教育委員会では、各学校に生徒指導組織と不登校対応組織を独立して設置するよう指導してきた。スクールカウンセラーの生徒指導体制における位置づけについては、①カウンセリングを必要とする児童生徒や保護者への対応 ②教職員への助言等 ③校内事例研究会等でのコンサルテーション ④児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・分析・情報提供（心理テスト等の実施・分析など）などの役割を果たし、これまでの学校の生徒指導機能の幅を広げ、多様で効果的な対応ができるようになるとともに、これまで学校が行ってきた対応へ児童生徒の心理的な側面からの裏打ちができるようになり、教員も自信を持って指導にあたるなどの成果もあがっている。

また、教員研修については、①教員のカウンセリングに関する理解を深めたり、基礎的な技能を身につける研修 ②個々の指導事例に基づく具体的な対応の在り方についての研修（事例研修）などがあり、平成15年度には、全教職員を対象とした「教職員カウンセリング・マインド研修」を実施したこともあり、①の研修については98%、②の研修については63%（平成15年度実績）の学校で継続的に実施されている。今後はさらに、個々のカウンセリングケースの充実とともに、教師とスクールカウンセラーが一体となった「開発的カウンセリング」などの実践的な取組の推進に努めるなどの工夫が必要である。

#### (2) 研究連絡会の開催

県教育委員会では、スクールカウンセラーの実践交流等を通じて資質の向上を図るため、兵庫県臨床心理士会との共催で、研究連絡会を年2回開催している。

連絡会では、講演・演習・パネルディスカッションを行うとともに、地区別もしくはテーマ別の分科会において個々の事例や課題について情報交換を行っている。その成果は、報告書『スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて』にまとめて各学校に配布している。



## 4 被災児童生徒の心の状況の変化

### (1) 心の健康に関する調査

平成8年度から、被災児童生徒数の変化や現状把握を行い、学校における心のケアのあり方や家庭・地域・関係機関との連携のあり方を確立するため、県内の公立小・中学校の児童生徒全員を対象として「阪神・淡路大震災の影響により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒の状況等に関する調査」を、毎年7月1日現在で実施している。

本調査は、退行現象、生理的反応、情緒的・行動的反応など震災が原因とみられる症状を示す児童生徒を、各学校からの報告に基づいて整理したものである。教員の観察による調査であるが、学校によっては独自の調査用紙を作成し、全校児童生徒、保護者に調査を実施したり、面談や家庭訪問によってより詳細な実態把握に努めている。

本調査において、「心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒」とは、阪神・淡路大震災で被災し、主に次のような症状等を示す児童生徒を指す。

#### 〈心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒の症状〉

##### 1 退行現象

- ・ 注意力散漫で学業成績が低下している。
- ・ 親の気を引こうとする。
- ・ 手伝いなど、できていたことができない。
- ・ ささいなことでもめそめそしたり、泣いたりする。
- ・ やめていた癖が再び出てくる。
- ・ 怖い夢をみたり、夜驚が出現する。

##### 2 生理的反応

- ・ 頭痛や腹痛を訴える。
- ・ 食欲不振や吐き気を訴える。
- ・ 寝つきが悪い、反対に寝てばかりいる。
- ・ 視覚障害や聴覚障害を訴える。
- ・ 便秘や下痢を生じやすい。
- ・ 皮膚や目がかゆくなる。

##### 3 情緒的・行動的反応

- ・ 落ち着きがなくなる。
- ・ いらいらしやすく、攻撃的になる。
- ・ 学校に行くのを嫌がる。
- ・ 友達や仲間を避け、付き合いを嫌がる。
- ・ トイレに一人で行けない。
- ・ 密室にいられない。

- ・ 注意集中が困難になる。
- ・ 物を壊したり、投げたりする。
- ・ 趣味やレクリエーションに興味を失う。
- ・ 感情がうつ的になり、涙もろくなる。
- ・ 引きこもる。
- ・ 権威(親や先生など)に抵抗する。
- ・ 反社会的行動(嘘、盗み、薬物乱用等)をとる。
- ・ 震災について繰り返し話したり、関連した遊びをする。

### ○PTSD

阪神・淡路大震災を契機として、PTSD(心的外傷後ストレス障害)が広く知られるようになった。そのあたりのいきさつについて、河合隼雄氏は「阪神・淡路大震災と心のケア」(『震災を生きて』)において次のように述べている。

「今回はジャーナリズムでも、PTSD(心的外傷後ストレス障害)のことがよく取りあげられ、人々が心のことに関心を向けたのはよいことであった。しかし、「障害」という言葉にとらわれすぎて、それを異常なことと考えたり、心のケアのために援助しようとする人が専門的知識や体験に欠けるために、かえって心の傷を深くするような、マイナスのこともあった。災害のショックで心身にある程度の症状がでるのは「普通」のことである。それが、一年、二年経ってから出てきたり、収まらないときに、はじめてPTSDと言えらるわけである。」

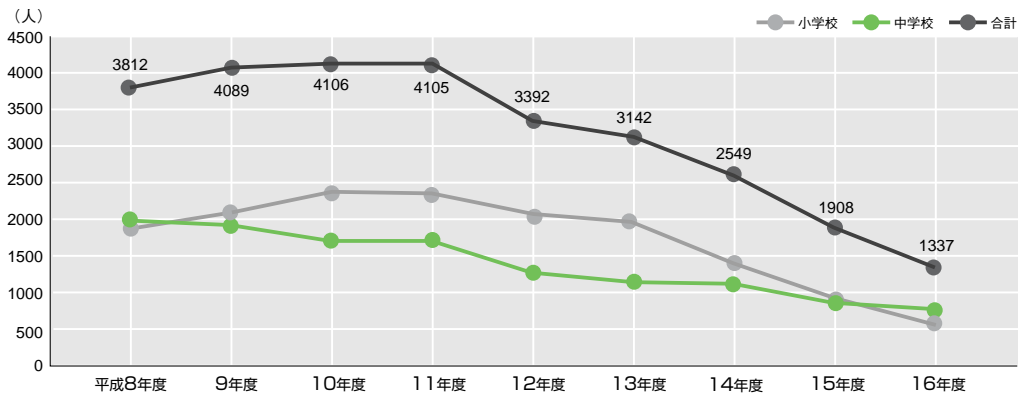
平成7年2月に実施した「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」において、PTSD、フラッシュバック、トラウマなどのストレス反応についての理解を図ったが、平成9年度の教育復興担当教員研修会において、改めてPTSDについて研修を深め、教育復興担当教員を中心として、学校・家庭・スクールカウンセラー等が連携を密にして被災児童生徒の「心のケア」に取り組んだ。

さらに、平成13年度には、こころのケア研究所(現兵庫県こころのケアセンター)への委託研究により、保護者も含めたアンケート調査を28,000名に実施し、PTSDの診断を行った。その分析結果は、『被災児童の震災の心理的影響等に関する調査研究報告書』((財)兵庫県ヒューマンケア研究機構・心のケア研究所2002年3月発行)にまとめられている。

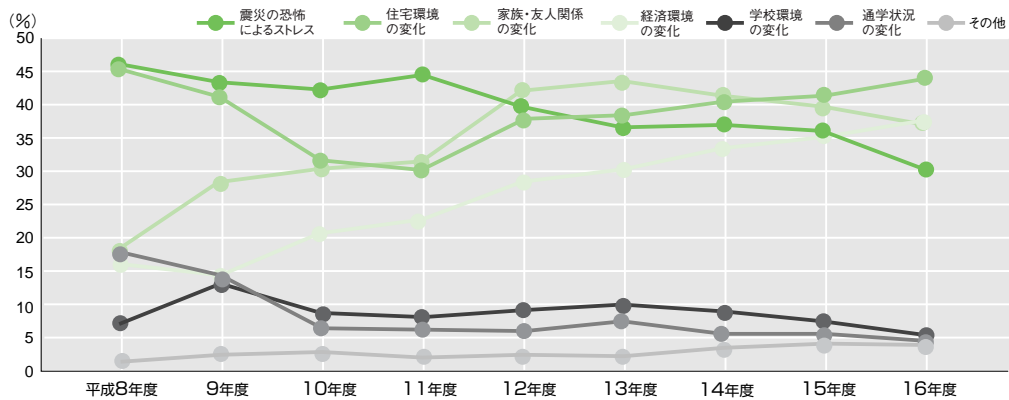


(2) 教育的配慮を必要とする児童生徒数の推移と教育復興担当教員の取組

図表Ⅱ-3-3 教育的配慮を必要とする児童生徒数の推移



図表Ⅱ-3-4 要因別に見た教育的配慮を必要とする児童生徒数の推移



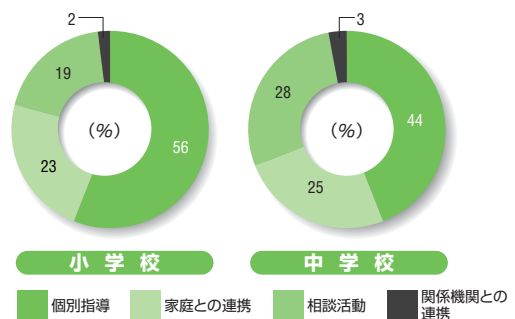
震災の影響により教育的配慮を必要とする児童生徒の人数は、平成10年度に4,106人を数え、平成9年度から11年度までほぼ同じ数値で推移している。この間は、要因別に見ると「震災の恐怖によるストレス」の占める割合が最も高くなっているが、これは震災による大きな精神的ショックが依然として子どもたちの心に影響を及ぼしていることを示している。

また、平成8・9年度には、「住宅環境の変化」が40%を超える高い数値を示すとともに「通学状況の変化」が10%を超えているが、これは、自宅の全半壊による避難所、仮設住宅での生活、親戚や知人宅への疎開、復興住宅への引越など、度重なる転居等により住宅環境が大きく変化したことが影響したと考えられる。

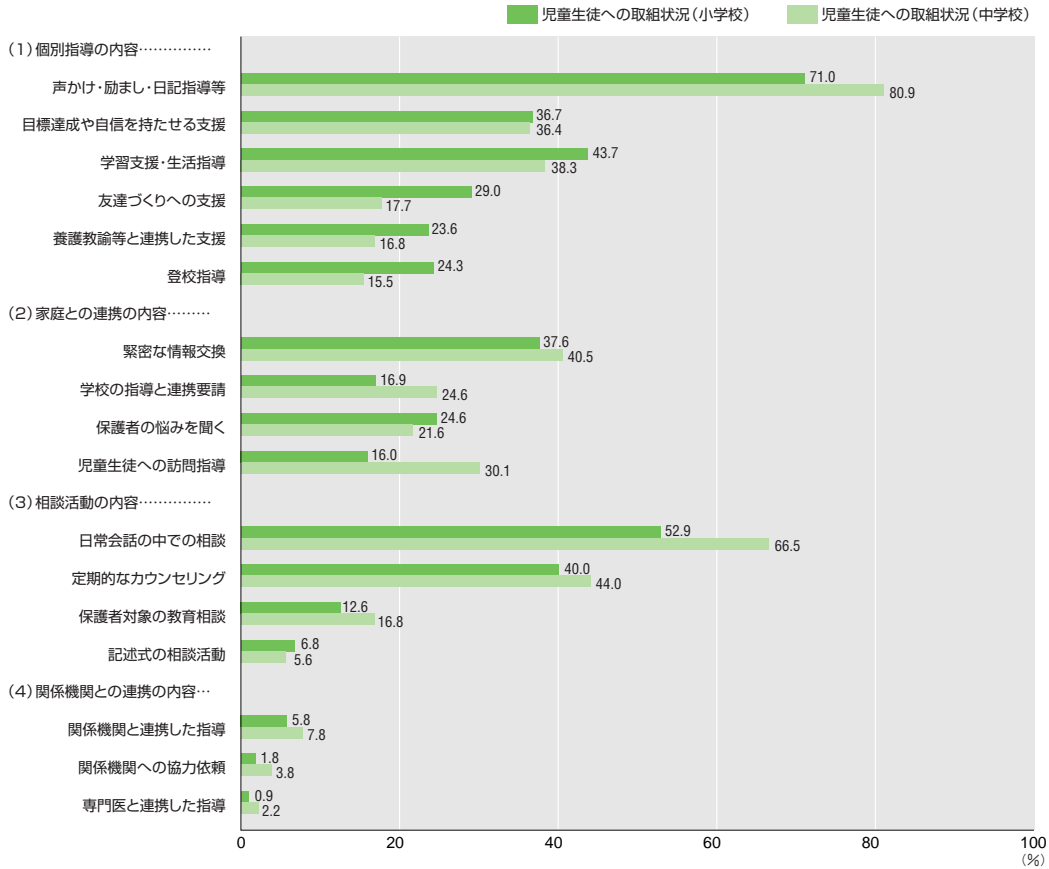
震災から5年目を迎えた平成11年を境に、「震災の恐怖によるストレス」など震災による直接的な原因が減少に転じる一方で、「家族・友人関係の変化」や「経済環境の変化」など、二次的な要因が漸増傾向を見せるようになる。震災による家族や友人の死亡、保護者の別居や離婚、親しくしていた友人との別離等に

よるストレス、また、震災の影響で、家業あるいは保護者の勤務先の経営不振や倒産によって経済状況が悪化し、生活環境が激変したことによるストレスなどが背景にあると考えられる。震災の恐怖体験が癒されるまでにもある程度の時間が必要であったが、社会的な要因は時間とともに軽減するとは限らず、長期にわたって児童生徒に深刻な心理的影響を及ぼしたことが想像される。

図表Ⅱ-3-5 教育復興担当教員の取組 [H16年度] (1)



図表Ⅱ-3-6 教育復興担当教員の取組 [H16年度] (2)



教育的配慮を必要とする児童生徒に対して教育復興担当教員が行った取組の全体像を示したのが上のグラフである。

(3) 児童生徒の変容

心のケアの継続的な取組により、要配慮児童生徒数は着実に減少しており、また、依然として要配慮状態と判断される児童生徒においても、改善が見られ

た児童生徒の割合が、調査したほぼすべての項目で平成15年度を上回っている。表情が明るくなったり、落ち着いて生活ができるようになるなど精神的な変容や、友達が増えたり、教師や大人との信頼関係ができるなど対人関係に改善が見られる児童生徒が増加している。さらに、生活面においても、意欲・自信・希望などが積極性が出てきたり、学習習慣が定着してきたりするなどの改善が表れている。

図表Ⅱ-3-7 児童生徒の変容 [H16年度]

[複数回答]

内 容		人 数	割 合
精神的な変容	①落ち着いて生活している	513	38.4%
	②表情が明るくなった	304	22.7%
	③症状の軽減・改善が見られる	260	19.4%
対人関係の改善	①友達が増えた	302	22.6%
	②思いが話せるようになった	202	15.1%
	③教師や大人との信頼関係ができた	306	22.9%
生活面の改善	①意欲・自信・希望が見られる	354	26.5%
	②学習習慣が定着してきた	233	17.4%
	③生活習慣が改善されてきた	211	15.8%
	④自己抑制ができるようになった	119	11.1%
	⑤欠席や遅刻が少なくなった	156	11.7%
	⑥問題行動が減少してきた	99	7.4%

平成16年度の調査実施にあたって、震災から9年あまりが経過し、教育的配慮を必要とする児童生徒数は年を追うごとに減少しているが、それとともに、当該児童生徒の症状にも変化が起こっていることが予想された。そこで、今後、要配慮児童生徒の症状の程度等も踏まえて、実態に応じてよりきめ細かな心のケアを行っていくために、症状の程度や症状の表れる頻度などを基準にして、4段階に分けてより詳細な調査を実施した。それぞれの段階の判断の基準は下記のとおりである。

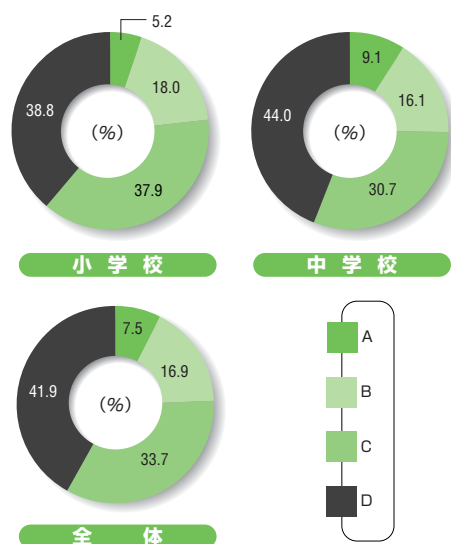
〈症状の程度の判断基準〉

- A…症状はかなり重い、または、症状の表れる頻度が高い
- B…症状はやや重い、または、症状の表れる頻度がやや高い
- C…症状はやや軽い、または、症状の表れる頻度はやや低い
- D…症状は軽い、または、症状の表れる頻度は低い

症状の程度は、D(症状は軽い、または、症状の表れる頻度は低い)と判断された児童生徒は、小学校で38.8%、中学校で44.0%であり、これにC(症状はやや軽い、または、症状の表れる頻度はやや低い)と判断された児童生徒を加えると、小学校で77.0%、中学校で74.8%であり、全体では75.6%の児童生徒が、「症状は軽い」もしくは「症状はやや軽い」と判断されている。

症状の程度がD(症状は軽い、または、症状の表れる頻度は低い)と判断された児童生徒は、小学校で38.8%、中学校44.0%であり、年齢とともに落ち着いて

図表Ⅱ-3-8 教育的配慮を必要とする児童生徒の症状の程度 [H16年度]



くる傾向を示しているが、その一方で、A(症状は重い、または、症状の表れる頻度が高い)と判断された児童生徒は、小学校の5.2%に比べて中学校では9.1%と

高くなっており、今後とも十分な配慮が必要である。

(4) 震災の影響により教育的配慮を必要とする児童生徒への取組と児童生徒の変容事例

平成16年度「阪神・淡路大震災の影響により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒の状況等に関する調査」より

事例A：(中学生)

1年生のときの「震災作文」に、震災で祖父の死を目の当たりにした体験を生々しく書いていたが、文面からは書くのが精一杯で、ただつらい気持ちをぶつけているといった様子がかうかがえた。おとなしい性格で友だちも少ない。教育復興担当教員が、担任や部活動顧問と連携しながら励ました。

2年生の「震災アンケート」と「作文」には、1月17日が近づくと亡くなった祖父のことを思い出してつらいという気持ちが綴られており、まだ心の整理ができていないことを示していた。表情は暗く友だちづきあいも消極的だった。1.17祈念行事で、1年生の生徒が肉親を失った体験を綴った作文を朗読したのに感動し、教育復興担当教員の働きかけで心の整理をしていこうとし始める。

3年生になり、教育復興担当教員に自分から祖父の思い出や祖父への思いを語るようになり、自分と同じようなつらい被災体験を持つ人への共感や友だちへの思いを作文に書くなど、心の中の整理をしていることがうかがえた。そうしてまとめた作文を1.17祈念行事で、全校生の前で涙ぐみながらも立派に朗読し、感動を与えた。これが大きな自信となって、自ら心の傷を乗り越え、明るさや積極性が見られるようになった。

事例B：(中学生)

震災で自宅が全壊し、その後転校を繰り返した。1年生のときは数日登校できただけであったが、その間、担任は定期的に家庭訪問を行い、教育復興担当教員も母親から状況を聞き励ました。母親からスクールカウンセラーに相談依頼があり、その都度、担任、教育復興担当教員、スクールカウンセラー等が連携してアドバイスを行った。

市の教育センターの協力も得て、本人への働きかけを続けたところ、2年生に進級してから毎日登校し、地域活動にも参加して生き生きとした学校生

活を送っている。

#### 事例C：(中学生)

震災で全壊した自宅の再建で経済的に苦しい状況にあり、進路への不安から精神的に不安定になり、不登校状況に陥った。担任の個別相談により相談室登校をするようになり、教育復興担当教員が話を聞いたり、学習指導を行ったりした。それと並行して母親が定期的にスクールカウンセラーによるカウンセリングを受け、時々は本人もカウンセリングを受けた。相談室登校をする生徒が他にも数名おり、互いに支え合い、今は教室で授業を受けられるようになった。

#### 事例D：(小学生)

震災後の引越越し、転校、家族構成の変化、経済的な問題と、生活環境が激変し、口数も少なく消極的で、学習面でも遅れが見られた。遅刻がちなので、教育復興担当教員や養護教諭が朝自宅まで迎えに行き、生活リズムの大切さについて保護者に繰り返し話し、協力を求めた。

その後、遅刻がなくなり、生活リズムが身に付いてくるとともに、個人指導を行うことで学習にも集中して取り組めるようになった。クラスで話すことも多くなり、担任をはじめ多くの教師のかかわりによって積極性が出てきた。

家庭環境は厳しいものの、高学年になって、自分で楽しさを見つめる力がつき、友だちも増え、充実した学校生活を送っている。

#### 事例E：(小学生)

生後間もなく震災に遭い、母親は精神的に不安定な中で子育てをしてきた。2年生のころから不登校傾向が見られるようになり、教育復興担当教員や担任が家庭訪問を続け、いったん回復したが、3年生になって再び不登校になった。教育復興担当教員が中心になって家庭訪問、訪問指導を続け、スクールカウンセラーと連携した支援も行った。

両親に対するカウンセリングとともに、本人に対しては訪問カウンセリングを行い、春休みになって、スクールカウンセラーからのアドバイスをを受け、登校刺激を施した。本人が登校への意欲、学習の遅れを取り戻したいという意欲を示したので、相談室登校という形で、教育復興担当教員が指導を行っ

た。始業式前日に新担任との顔合わせや新しい教室でのシミュレーションをして、不安を取り除くよう配慮した。その結果、4年生に進級してからは、ほとんど欠席もなく登校している。

#### 事例F：(小学生)

震災により家庭環境が激変し、両親の愛情を十分に受けることなく成長した。自信のなさそうなおどおどした態度が目立ち、自分の思いをうまく伝えることができずいらした状態であることが多い。時には、暴力をふるって人に当たることもあった。

教育復興担当教員や担任が中心になって時間をかけて児童の話聞き、一緒に遊ぶことで親密度を深めていった。そうした取組によって、自分の気持ちを教師に話したり、徐々に友だちにも伝えたりするようになり、暴力をふるうこともなくなった。その変化を家庭に伝えることで両親は子どもの成長を喜び、子どもを見る目が変わった。こうして、親に認められたことたことが本人の自信につながっていった。

#### 事例G：(中学生)

幼児期に被災した後、家庭が経済的にきわめて困難な状況に陥った。本人の口からも、震災後の家庭生活の悲惨な様子が断片的に語られた。こうした生活環境の中では学習にも集中できず、精神的にも不安定になり、学校への不適応を起こしかけた。

これに対して、教育復興担当教員が中心となって、担任等とも協力しながら、本人だけではなく、両親にも時間をかけてカウンセリングを行った。教育復興担当教員や担任等が行った家庭訪問は延べにして年間150回を超える。また、家庭の生活再建のために、教育復興担当教員や担任は、公私にわたって様々な支援を行った。

その結果、この家庭は徐々に自助努力による生活再建が進み、生徒にも笑顔が見られるようになり、学校への不適応という危機は当面回避された。

## 5 心のケアの一般化に向けた取組

### (1) 心のケアの一般化という考え方

『防災教育検証委員会のまとめ』(平成14年3月発行)において、今後の課題として「心のケアの一般化」

という方向が述べられている。

「心のケアの一般化」とは、カウンセリングマインドなど教員に求められる基本的な資質を再認識するとともに、教育復興担当教員の取組の成果を震災の教訓として他の教員にも広め、定着を図っていくことである。

児童生徒の側から言えば、震災の直接的あるいは二次的な要因によって、児童生徒にさまざまな影響が表れたが、そうした個別の事例にどのように対応したかというノウハウを蓄積し、他の児童生徒の指導に生かしていくということである。

また、児童生徒の心のケアでは、個別指導の重要性は改めて言うまでもないが、一方で授業等を通して、学級全体に対して語りかけるなど、一般論として全体に伝えることの大切さも指摘されており、そうした取組も行われている。

## (2) 心のケアの校内体制の在り方

震災後の心のケアの取組の中で、教育的配慮を必要とする児童生徒をチームでケアするシステムを構築することが大切であることが明らかになった。

養護教諭や学級担任、部活動の顧問はもとより、スクールカウンセラーの専門性を生かし日常的にアドバイスを受けるとともに、保護者との信頼関係、関係機関や専門医等との連携を図り、結果としてチームで一人の児童生徒をケアする体制を構築するということである。そのコーディネーターとして教育復興担当教員の果たした役割はきわめて重要であり、そうした役割を継承する教職員の存在は心のケア体制づくりに必要である。

教育復興担当教員配置校等においては、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、各学年代表、養護教諭、教育復興担当教員等による委員会を組織し、定期的に委員会を開催している。委員会において、心のケアを必要とする児童生徒に関する情報交換、分析、対応の検討等を行い、職員会議等を通じて教職員の共通理解を図り、学校全体として取り組んでいこうとしている。さらに、校内研修においては、そうした取組について、単なる事例報告にとどめず、事例研究として児童生徒への働きかけやそれによる変容等について検証するなど研修を深め、教職員が多様な視点から児童生徒を理解しようとする方向がめざされている。

## (3) 教育復興担当教員配置校における心のケアの校内体制の事例

平成16年度「阪神・淡路大震災により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒の状況等に関する調査」より

### 事例1

防災教育と「心のケア」推進委員会(7名)を設置し、防災教育の年間指導計画を作成。心のケアを必要とする児童については、担任の調査をもとに5月に職員研修として説明会を実施し、個々の児童の状況とともに学年としての対応について説明し、職員の共通理解を図り、学校全体の支援体制を確立する。

教育復興担当教員は、復興住宅から登校する児童の様子を把握するために登校指導を行うとともに、新学習システムの担当教員と協力して各教室の出欠状況を確認し、登校傾向に問題があれば、担任と連携して家庭への連絡、訪問を行う。心のケアを必要とする児童の家庭状況の把握や保護者への教育相談のため、教育復興担当教員は機会を捉えて家庭訪問を行っている。(神戸・小)

### 事例2

教育復興担当教員を長とする防災教育推進委員会(11名)を各学期1回実施するとともに、生徒指導委員会(11名)を週1回実施し、生徒の状況分析にあたる。

6月に「震災アンケート」を全生徒及び保護者を対象に実施し、震災の影響により教育的配慮を必要とする生徒の状況を把握し、冊子にまとめる。これに基づいて、教育復興担当教員、担任、養護教諭、スクールカウンセラーが連携して、相談活動や働きかけを展開し、クラス、部活動、行事等での指導の記録を残す。

11月～12月にアンケート冊子を活用して防災授業を行い、学習を踏まえて「震災作文」を書き、1月17日の「復興祈念行事」において、生徒代表が作文を朗読する。2月にもう一度防災授業を行い、「祈念行事」で学んだことを確認する。一連の取組を通じて個々の生徒の思いを把握するとともに、心の傷を乗り越えて生きる力を身につけさせることをめざしている。(神戸・中)

その他にも特徴的な体制づくり、取組として次のような事例がある。

- ・教育相談活動の充実を図るため、地域の協力を得て、学校ボランティア(教育相談)を週2回導入している。(西宮・中)
- ・教育復興担当教員が、全クラスで図書の授業を行い、教育的配慮を必要とする児童の様子を観察したり、声をかけたりして、心のケアにあたっている。(宝塚・小)
- ・校外児童会で復興住宅を担当する教員が、集団登校の集合場所に行き、児童の朝の様子を観察するとともに、児童との交流を図ったり、保護者から児童の様子を聞いたりしている。(神戸・小)

- ・地域と連携して、教育的配慮を必要とする児童が地域スポーツ活動や地域文化活動に参加することで、地域の方々との交流が図れるように努めている。(神戸・小)
- ・学力定着委員会を設置し、学習が遅れている児童に対して効果的な指導を計画し、資料を作成する。それに基づいて、朝の学習、放課後の個別指導を行い、学力の定着を図っている。さらに、夏休み等の長期休業中も個別に呼びかけて個別指導を行なっている。(神戸・小)

## 兵庫県こころのケアセンター

兵庫県では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、被災者や被害者のトラウマ(心的外傷)や、その結果として生ずるPTSD((心的)外傷後ストレス障害)などの「こころのケア」に取り組んできた。兵庫県こころのケアセンターは、「こころのケア」に関する多様な機能を有する全国初の拠点施設として、平成16年4月1日、HAT神戸にオープンした。

### 兵庫県こころのケアセンター開設経緯

阪神・淡路大震災の被災者が抱える心の問題について長期的な対応が必要との認識のもと、平成7年6月から順次、被災地16か所(本部含む)に「こころのケアセンター」が設置され、5年間の計画で活動が展開された。

その後、同センターの調査研究機能等を引き継ぐべく、平成12年4月に「こころのケア研究所」が開設された(～平成16年3月)。

また、時期を同じくして、被災関連12保健所に「こころのケア相談室」が設置され、翌年には25の健康福祉事務所(保健所)に拡充された。

兵庫県こころのケアセンターはこのような取り組みを踏まえ、平成16年4月に開設された。

### 兵庫県こころのケアセンターの機能

#### 1 研究機能

「こころのケア」に関する実践的研究を行って

る。4つの研究部門があり、各部門ごとに、年度完結の「短期研究」と、3年程度の研究期間を設定し、長期的な視点に立つて行う「長期研究」の2本立てで調査研究を進めている。

#### 2 人材養成・研修機能

「こころのケア」に携わる保健・医療・福祉などの分野で活動している方を対象に、各種課題への対処法等について学ぶ「専門研修」と、「こころのケア」に関する知識や理解を深める「基礎研修」を実施している。

#### 3 相談・診療機能

「こころのケア」に関する専門的な相談に応じるとともに、診療所を運営している。

#### 4 情報の収集発信・普及啓発機能

「こころのケア」に関する事例等を収集し、センターの研究結果と併せて広く情報発信するとともに、普及啓発を行っている。

#### 5 連携・交流機能

「こころのケア」に取り組む関係機関等の連携・交流の促進を図り、広域的なネットワークづくりを進めている。





## 実践事例19

### 心のケアを基に据えた総合的な学習の試みについて

明石市立二見北小学校

#### 1 はじめに

本来防災をテーマにした学習は、様々な領域を横断的に扱うことが可能であり、総合的な学習にはまさにうってつけの素材といえる。例えば、導入において災害に遭遇した方の体験記なり詩なりを扱い、それをもとに自分達にできる地域防災の取組を話し合ったり、災害が起きるメカニズムを調査・研究したりする学習などが考えられる。

#### 2 児童の実態と授業の構想

今回の授業にあたって、今後の防災に関する学習が少しでも平素の一とりわけ総合的な学習を中心とした一教育実践のなかに根付くように、ということ念頭に置いて指導案を作成した。

今回授業の対象としたのは、自分が担任している6年生のクラスである。小学6年生という時期は、中学生という次のステップに向けての力を蓄えていく時期であると同時に、将来に対する漠然とした不安や対人関係での悩みなど、様々なストレスに苦しむ児童が多い時期でもある。担任している学級の児童は、全体的に学習に前向きで落ち着いた姿勢で取り組んでおり、与えられた学習課題に対しても粘り強く取り組むことができる。その反面、前述のような友人関係の悩みを抱えていても、なかなかそれらを表に出せず、解決の糸口を模索している児童もいる。また、現在の家族や友人との問題や、将来の進路に関する不安などへの対処に懸命で、他者に対して理解や共感の心情を表現するのが苦手な面も時折みられる。

今回は、そうした児童の現状などに鑑み、「心のケア」を中心に据えた学習を実践することにした。

「心のケア」に関する学習は、上記のような様々な悩みやストレスを抱えている6年生にとって、ある意味で切実な内容である。指導案の作成にあたり、阪神・淡路大震災の記録やプロ野球選手の事例を取り入れ、それを自分自身の問題と結びつけて考えさせることで、より興味・関心を持って取り組めるようにした。展開にあたっては、これからの生活に少しでも実際に役立てられるよう、できる限りストレスマネジメントの実践を多く取り入れることにした。また、震災などの大き

な災害に遭遇した人たちへの心のケアの重要性に気づかせるとともに、ペアリラクゼーション法などを通して、自分自身のことだけでなく、様々なストレスに悩む他者に対する思いやりやいたわりの心情を伸ばす契機にしたい、とも考えた。

#### 3 単元名・日時

さあ、リラックスしよう 2004年6月1日(火)5校時

#### 4 目標

- ・大きな災害に遭遇した人たちにとっての心のケアの重要性に気づく。
- ・呼吸法やペアリラクゼーションなどの実践を行い、心身がリラックスした状態を体感することができる。
- ・ストレスマネジメントが他者へのいたわりやさしさに通じていることに気づく。



ビデオ教材を使って阪神・淡路大震災の被害状況について学習



ペアになって、呼吸法・リラクゼーション法を実習

## 5 展開

児童の活動	指導上の留意点・支援
1. ストレスチェック表に記入する。	・あまり考えこまずに素直に記入するよう声をかける。
2. 阪神・淡路大震災の被害状況や人々の様子を伝える映像を見る。	・映像について、あまりくわしい事前の説明はせず、映像に集中させる。
3. 震災の被害に遭った人々は、どんなことで苦しんでいたのか考え、発表する。	・人的な被害や家財の喪失はもちろんのこと、それらによる心的外傷を負った人が多数いた事に気づかせる。
4. 自分達の心の様子について振り返り、発表する。	・各々で自己を振り返り、ストレスがたまるとどんな影響が心身に出るか、体験を基に自由に発表させる。
5. プロ野球選手のビデオを見る。	・見る前に、登場する選手のどこに注目するか知らせる（バッテリーボックスでの仕草や投球前の動作など）。
6. ビデオを見て気がついたことを発表する。	・どの選手も緊張する場面でリラックスし集中するために様々な動作を行っている事に気づかせる。
7. 呼吸法・リラクゼーション法の実践を行う。	・呼吸法→肩の上げ下げ→肩開き→ペアでの肩の上げ下げ・肩開き→ペアマッサージの順で行う。 ・ペアで行う際は、「これくらいいいい？」など声を掛け合いながら行うよう指導する。
8. 今の心の様子をストレスチェック表に記入する。	

## 6 授業を終えて

授業開始直後と終了直前のストレスチェック表を比較すると、ほとんどすべての項目で終了直前のほうが落ち着いた楽な気分になったことがわかった。特に顕著だった項目は、「私は今、ゆったりした気持ちです」や「私は今、ほっとした気持ちです」の+14名、「私は今、楽な気持ちです」の+12名、「私は今、緊張しています」の-12名などである(数字はいずれも授業開始直後と比較した人数の増減)。大勢の先生方に見守られての授業が終了する、というほっとした気持ちからこのような数字になったのも確かであろうが、リラクゼーション法を行う時の児童のリラックスした笑顔や楽しげな態度を見て、やはりある程度の実践効果はあったと実感した。

今後、この学習を一過性のものに終わらせず、学校生活や日常生活の様々な場面で生かせるよう、指導の工夫と継続を目指したい。

## 〈ストレスチェック集計結果〉

※数字は学習後の人数。( )内は学習前との比較。

項目	はい	少し	いいえ	項目	はい	少し	いいえ
私は今、落ち着いています。	28 (+10)	2 (-9)	2 (-1)	私は今、びくびくしています。	3 (+2)	2 (-4)	28 (+2)
私は今、心が乱れています。	4 (+2)	2 (-9)	27 (+7)	私は今、安心しています。	25 (+11)	5 (-9)	3 (-2)
私は今、気楽な気分です。	27 (+7)	2 (-7)	4 (0)	私は今、平気な気持ちです。	27 (+9)	4 (-5)	2 (-4)
私は今、いらいらしています。	1 (0)	1 (-4)	31 (+4)	私は今、安らかな気持ちです。	19 (+7)	7 (-8)	7 (+1)
私は今、じっとしておれないような気持ちです。	7 (+4)	0 (-8)	26 (+4)	私は今、どきどきしています。	1 (-4)	2 (-5)	29 (+9)
私は今、ゆったりとした気持ちです。	27 (+14)	4 (-9)	3 (-4)	私は今、何か不満な気がします。	3 (-1)	3 (-2)	28 (+4)
私は今、不安です。	3 (+1)	3 (-10)	27 (+5)	私は今、おびえています。	23 (+14)	2 (-11)	6 (-4)
私は今、のんびりした気持ちです。	28 (+13)	3 (-7)	2 (-6)	私は今、ほっとした感じです。	3 (+3)	1 (-3)	29 (+1)
私は今、何か心配です。	3 (-2)	4 (-7)	26 (+9)	私は今、緊張しています。	2 (-1)	1 (-12)	29 (+12)
私は今、満足しています。	20 (+8)	7 (-3)	6 (-4)	私は今、楽な気持ちです。	29 (+12)	4 (-6)	0 (-6)

## 『心の教育授業実践研究』

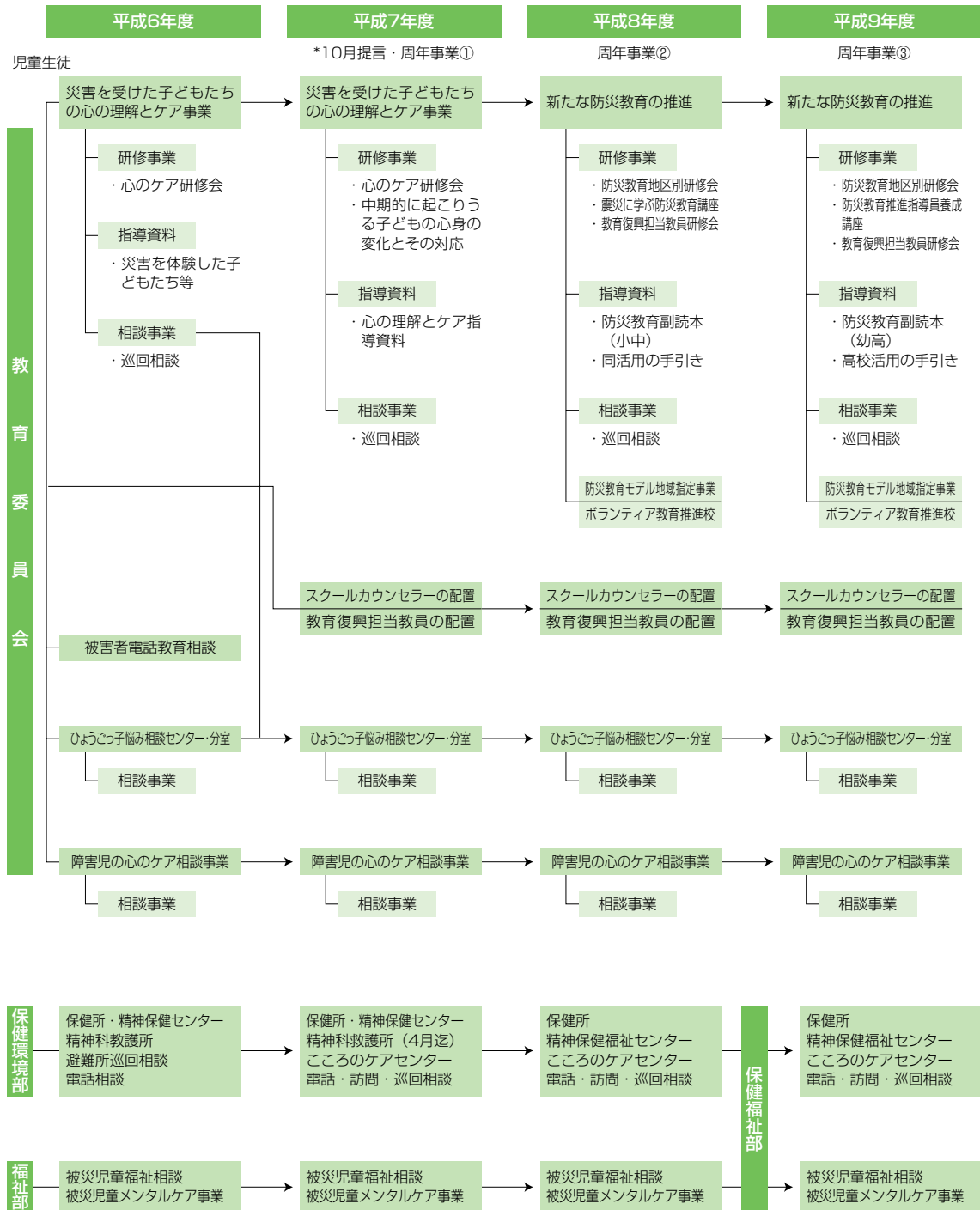
県立教育研修所心の教育総合センターでは、平成10年度の創立以来「心の教育」の授業実践研究に取り組んできた。その成果は『心の教育授業実践研究』にまとめ、現在第6号まで発行している。

『研究』には、各教科、道徳、「総合的な学習の時間」、学級活動、LHRなど教育活動のさまざまな領域における小・中・高等学校の授業実践が紹介されている。



## 7 震災後の子どものメンタルヘルスケアの体系

〈平成7年度～平成9年度〉



〈平成10年度～平成13年度〉



〈平成14年度～平成16年度〉

